

北海道告示第10535号

北海道が令和3年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和3年4月1日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その1)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 海外農業青年交流促進事業 農業青年の海外交流を通じて中核的農業者の育成等を図るため、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人北海道農業公社	公益財団法人北海道農業公社が海外農業青年交流促進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、青年交流促進事業費	定額	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部 農政課		
2 北海道環境保全型農業直接支援対策事業 農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図り、環境保全型農業の取組を推進するため、予算の範囲内で補助する。								
市町村推進事業	市町村	市町村が市町村推進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 促進計画の策定に要する経費 (2) 推進・指導に要する経費 (3) 実施状況の確認に要する経費 (4) その他環境保全型農業直接支払交付金事業の実施に必要な事項に要する経費	定額	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第144号様式 その2	農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第144号様式 その2	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
3 持続可能な農を支える クリーン農業促進事業 クリーン農業の普及拡大を図るため、クリーン農業の普及・啓発活動やYES!clean農産物PR活動等の取組に対し、予算の範囲内で補助する。	北海道クリーン農業推進協議会	北海道クリーン農業推進協議会が身近なYES!clean農産物応援推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第198号様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第198号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部 食の安全推進局 食品政策課		

<p>4 野菜価格安定事業 野菜の流通過程における著しい安値の現出に対し、生産農家の経営安定と生産確保を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益社団法人北海道農産基金協会</p>	<p>公益社団法人北海道農産基金協会が野菜価格安定事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 資金造成円滑化事業 ア 野菜生産出荷安定資金造成事業 独立行政法人農畜産業振興機構が造成する指定野菜価格安定対策資金に対する納付金の納付に必要な経費</p> <p>イ 契約指定野菜安定供給事業 独立行政法人農畜産業振興機構が造成する契約指定野菜安定供給資金に対する納付金の納付に必要な経費</p> <p>(2) 特定野菜供給産地育成価格差補給事業 価格補給資金の造成に必要な経費</p> <p>(3) 指定野菜供給産地育成価格差補給事業 価格補給資金の造成に必要な経費</p>	<p>10分の10以内 ただし、指定野菜価格安定対策資金の1,000分の200(夏秋キャベツ、冬キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ、秋冬はくさいにあつては1,000分の175)以内の額で、対象野菜ごとに別に定める負担率を乗じて得た額の合計額を超えないこと</p> <p>10分の10以内 ただし、契約指定野菜安定供給資金の1,000分の250に相当する額を超えないこと</p> <p>特定野菜供給産地育成価格差補給資金造成額の2分の1以内</p> <p>指定野菜供給産地育成価格差補給資金造成額の2分の1以内</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (債務負担行為による補助の場合を除く。)別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部 生産振興局 農産振興課</p>		
---	------------------------	---	---	---	---	---	--	--

<p>5 産地生産基盤パワーアップ事業 農業の国際競争力の強化を図るとともに生産体制の強化を図るため、産地の高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組に対し、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>市町村等、地域協議会(収益性向上対策のうち効果増進事業を行う場合に限る。)が産地生産基盤パワーアップ事業を行う場合又は市町村が産地生産基盤パワーアップ事業を行う農業者等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費</p>		<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第186号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第186号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>		
(1)整備事業									
<p>ア 収益性向上対策 (ア) 育苗施設 (イ) 乾燥調製施設 (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (エ) 農産物処理加工施設 (オ) 集出荷貯蔵施設 (カ) 産地管理施設 (キ) 用土等供給施設 (ク) 農産物被害防止施設 (ケ) 農業廃棄物処理施設 (コ) 生産技術高度化施設 (サ) 種子種苗生産関連施設 (シ) 有機物処理・利用施設</p>	<p>別記1のとおり</p>		<p>2分の1以内 (別記2に掲げる場合にあつては、それぞれに掲げる率)</p>						
<p>イ 生産基盤強化対策 (ア) 生産技術高度化施設</p>	<p>別記1のとおり</p>		<p>2分の1以内</p>						
(2)基金事業									
<p>ア 収益性向上対策のうち生産支援事業 (ア) 農業機械等の導入及びリース導入 (イ) 生産資材の導入等</p>	<p>別記3のとおり</p>		<p>(ア)の事業 導入する農業機械等の本体価格の2分の1以内 (スマート農業推進枠を活用し、スマート農業技術を円滑に導入・定着させるために必要な経費を追加して補助する場合は定額(上限100万円/取組主体)) (イ)の事業 2分の1以内 (別記4に掲げる場合にあつてはそれぞれに掲げる率又は額以内)</p>						

イ 収益性向上対策のうち 効果増進事業 事業計画の策定及び農業 機械の導入実証に要する経 費等	別記5のとおり		定額 (2分の1相当)					
ウ 生産基盤強化対策 (ア) 農業用ハウスの再整 備・改修 (イ) 果樹園・茶園等の再 整備・改修 (ウ) 農業機械の再整備・ 改良 (エ) 生産装置の継承・強 化に向けた取組 (オ) 生産技術の継承・普 及に向けた取組 (カ) 全国的な土づくりの 展開	別記6のとおり		(ア)、(イ)及び (ウ)の事業 2分の1以内 (イ)の事業にお いて別記4に掲げ る場合はそれぞれ に掲げる率又は額 以内並びに永年性 工芸作物(桑、 ホップ、和紙原料 作物)は150千円 /10a) (エ)及び(オ)の事 業 定額 (カ)の事業 定額 (堆肥等を実証的 に活用する場合は 上限30千円/10a、 ペレット堆肥を実 証的に活用する場 合は上限35千円 /10a)					
6 国際貿易協定に対応した道産 牛肉生産強化・消費拡大事業 道産牛肉の魅力を広く知ら しめ、国内の知名度向上と消 費拡大を図るとともに、和牛 の生産技術を向上させ、国内 外から選ばれる「牛肉づく り」「産地づくり」を通じて 国内における生産・流通基盤 の強化を図るため、予算の範 囲内で補助する。	一般社団法人北海 道酪農畜産協会 北海道産牛肉消費 拡大強化対策実行 委員会	1 和牛改良等生産組織のリーダー養成に 向けた飼養管理技術の向上等に資する活 動に要する経費 2 北海道産牛肉の道内及び道外での需要 拡大に向けた推進活動に要する経費	2分の1以内	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第199号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第199号様式 別に指示する様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指 示する 日 提出先 農政部 生産振 興局畜 産振興 課		
7 農場リース円滑化事業 円滑な新規就農を推進する ため、予算の範囲内で補助す る。	公益財団法人北海 道農業公社	公益財団法人北海道農業公社が、離農者 等から取得した農場の家畜飼養管理施設等 の補改修等を行い、新規就農者に一定期間 貸し付けた後、譲渡する事業を実施するた め、公社の内部資金を充当した際に要する 費用	2分の1以内	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様 式	提出部数 1部 提出期限 別に指 示する 日 提出先 農政部 生産振 興局畜 産振興 課		

<p>8 経営所得安定対策等推進事業 経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の実施に必要な制度の普及推進活動や作付面積の確認等に必要な活動等を行うため、予算の範囲内で補助する。</p>	市町村	<p>市町村が経営所得安定対策等推進事業を行う場合又は市町村が経営所得安定対策等推進事業を行う総合振興局長又は振興局長が適当と認める団体に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費</p>	定額	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	総合振興局長 又は振興局長	
<p>9 農業経営者総合サポート事業 農業経営に関する相談体制の整備、経営継承に関する情報収集、農業経営の法人化を支援する取組に対し、予算の範囲内で補助する。</p>			定額	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部 農業経営局 農業経営</p>		
<p>(1) 農業経営者サポート事業</p>	公益財団法人北海道農業公社	<p>公益財団法人北海道農業公社が農業経営者サポート事業を行う場合における当該事業に要する経費</p>						
<p>(2) 新規就農相談事業</p>	公益財団法人北海道農業公社	<p>公益財団法人北海道農業公社が新規就農相談事業を行う場合における当該事業に要する経費</p>						
<p>(3) 農業経営法人化支援事業</p>	公益財団法人北海道農業公社	<p>公益財団法人北海道農業公社が農業経営法人化支援事業を行う場合における当該事業に要する経費</p>						
<p>10 北海道農業担い手育成センター事業 次代の農業を担う意欲と能力のある青年農業者の育成・確保を目的に、総合的な就農支援を促進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	公益財団法人北海道農業公社	<p>公益財団法人北海道農業公社が北海道農業担い手育成センター事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 青年農業者等就農支援事業 ア 就農促進活動に要する経費 イ 多様な就農形態に対応した相談活動に要する経費 ウ 就農支援資金の管理に要する経費 エ 就農後のフォロー機能の向上活動に要する経費 オ 農業後継者対策の推進に要する経費 (2) 農家研修受入体制強化事業 ア 研修事故情報の普及啓発等の実施に要する経費 イ 高度な傷害補償対策の実施に要する経費 (ア) 長期研修生 期間が1年以上の農家研修を実施する研修生の傷害保険加入費の3分の2以内の助成に要する経費 (イ) 短期研修生 期間が1年未満の農家研修を実施する研修生の傷害保険加入費の3分の2以内の助成に要する経費 (3) 体制整備事業 ア 就農支援システムの整備に要する経費 イ 就農支援資金貸付けに係る貸倒引当金の積立に要する経費</p>	<p>2分の1以内 ただし、(1)のイの経費のうち、小規模農業者就農相談会に係る経費については10分の10以内 4分の3以内 2分の1以内 ただし、補助金の額は、研修生1人当たり年額6,183円を限度とする。 2分の1以内 ただし、補助金の額は、研修生1人当たり年額2,782円を限度とする。 2分の1以内 10分の10以内</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部 生産振興局 技術普及課</p>		

<p>11 北海道就農支援資金償還免除事業 次代の農業を担う意欲と能力のある青年農業者の育成の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道農業公社</p>	<p>公益財団法人北海道農業公社が北海道就農支援資金償還免除事業を行う場合における当該事業の実施に要する経費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部生産振興局技術普及課</p>		
<p>12 農地売買支援事業 農業経営の規模拡大、農地の集団化及び農地保有の合理化を促進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第3条に規定する旧農地保有合理化法人</p>	<p>農地中間管理機構等が農地売買支援事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)農地売買支援事業等推進費 農用地等の売買業務、農用地等の信託引受・売渡等業務に要する次の経費 ア 契約書及び許可申請書作成費 イ 契約及び許可申請書等関係資料作成費 ウ 登記申請書作成費 エ 登記関係証明資料作成費 オ 対価貸借料徴収支払関係費 カ 財産管理費 キ 測量費 ク 通信費 ケ 旅費 コ 年間計画樹立費 サ 固定資産税 シ 収入印紙税 ス 登録免許税 セ 金銭消費貸借契約費 ソ 連携強化活動費 なお、上記ア、イ及びエの経費を賃金として執行する場合は、事務補助に従事するアルバイト賃金に限る。 (2)法人経営出資育成事業推進費 農用地等の出資等業務に要する経費 (3)経営構造改革緊急加速リース支援推進費 施設等の管理等業務に要する経費</p>	<p>10分の6以内</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第58号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第58号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部農業経営局農業経営課</p>		
<p>13 北海道農地中間管理機構事業 担い手へ農地集積と集約化を支援し、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構</p>	<p>農地中間管理機構が北海道農地中間管理機構事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)借受農地管理等事業 借り受けた農用地等に要する経費 ア 賃料 イ 保全管理経費 (2)農地中間管理機構運営事業 機構の運営に必要な経費 ア 謝金 イ 旅費 ウ 事務等経費 エ 備品費 オ 委託費 カ 公課費 キ 測量費 ク 予納金 ケ その他の経費</p>	<p>定額</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第173号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第173号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部農業経営局農業経営課</p>		

<p>14 農業経営基盤強化資金利子補給事業 経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が農業経営基盤強化資金を借り入れた農業者に対し利子助成を行う場合における当該利子助成に要する経費</p>	<p>別記7のとおり</p>	<p>農政第18号様式 農政第37号様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	<p>実績報告は要しない。</p>
<p>15 大家畜経営活性化資金利子補給事業 酪農経営及び肉用牛経営の活性化に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された大家畜経営活性化資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費</p>	<p>市町村が行う当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき次の割合で計算した額以内</p> <p>(1)平成5年度及び平成6年度に貸し付けられたものにあつては、年0.336パーセント (2)平成7年度に貸し付けられたものにあつては、年0.154パーセント (3)平成8年度に貸し付けられたものにあつては、年0.158パーセント (4)平成9年度に貸し付けられたものにあつては、年0.116パーセント (5)平成10年度及び平成11年度に貸し付けられたものにあつては、年0.107パーセント (6)平成12年度に貸し付けられたものにあつては、年0.112パーセント</p>	<p>農政第10号様式 農政第11号様式 農政第18号様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	<p>実績報告は要しない。</p>

16 大家畜経営改善支援資金利子補給事業 酪農経営及び肉用牛経営の改善に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された大家畜経営改善支援資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が行う当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき年0.12パーセントの割合で計算した額以内	農政第10号様式 農政第11号様式 農政第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	実績報告は要しない。
17 大家畜特別支援資金利子補給事業 酪農経営及び肉用牛経営の改善に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された大家畜特別支援資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が行う当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき年0.12パーセントの割合で計算した額以内	農政第10号様式 農政第11号様式 農政第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	実績報告は要しない。
18 軽種馬経営強化改善資金利子補給事業 軽種馬経営の体質強化・安定を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から軽種馬経営を行う農家に融通された軽種馬経営強化改善資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が行う当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき年0.12パーセントの割合で計算した額以内	農政第10号様式 農政第11号様式 農政第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	実績報告は要しない。
19 畜産経営維持緊急支援資金利子補給事業 酪農経営及び肉用牛経営の改善に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された畜産経営維持緊急支援資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が行う当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき年0.12パーセントの割合で計算した額以内	農政第10号様式 農政第11号様式 農政第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	実績報告は要しない。
20 畜産特別支援資金利子補給事業 酪農経営及び肉用牛経営の改善に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。								
(1) 大家畜特別支援資金（平成25年対策）利子補給事業	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された大家畜特別支援資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が行う当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき年0.12パーセントの割合で計算した額以内 （ただし、平成29年度に貸し付けられたものにあつては、年0.125パーセント）	農政第10号様式 農政第11号様式 農政第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	実績報告は要しない。

(2)畜産経営改善緊急支援資金 利子補給事業	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された畜産経営改善緊急支援資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が行う当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき年0.12パーセントの割合で計算した額以内	農政第10号様式 農政第11号様式 農政第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	実績報告は要しない。
21 畜産特別資金利子補給事業 酪農経営及び肉用牛経営の改善に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された畜産特別資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が行う当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき年0.125パーセントの割合で計算した額以内 (ただし、令和元年度に貸し付けられたものにあつては、年0.12パーセント)	農政第10号様式 農政第11号様式 農政第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	実績報告は要しない。
22 畜産経営体質強化支援資金 利子補給事業 意欲ある畜産経営の改善に必要な資金の融通の円滑化を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が融資機関から酪農経営又は肉用牛経営を行う農家に融通された畜産経営体質強化支援資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費	市町村が行う当該利子補給の対象となった融資機関ごとの融資残高につき年0.12パーセントの割合で計算した額以内	農政第10号様式 農政第11号様式 農政第18号様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	実績報告は要しない。

23 北海道中山間地域等直接支払交付金等交付事業 中山間地域等直接支払制度の適正かつ円滑な実施を図るため、予算の範囲内で交付する。								
(1)北海道中山間地域等直接支払交付金	市町村	市町村が中山間地域等直接支払交付金を交付する場合における当該交付に要する経費	定額	農政第136号様式	農政第141号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
(2)北海道中山間地域等直接支払推進交付金	市町村	市町村が中山間地域等直接支払推進事務を行う場合における当該事務に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)推進事務に要する経費 (2)確認事務に要する経費 (3)交付事務に要する経費	定額	農政第136号様式	農政第141号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
	北海道日本型直接支払推進協議会 (地方公共団体、農業関係団体等で構成される組織で知事が適当と認める団体)	北海道日本型直接支払推進協議会が中山間地域等直接支払推進事務を行う場合における当該事務に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)推進・指導に要する経費 (2)確認事務に要する経費 (3)その他推進事業の実施に必要な事項に要する経費	定額	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第181号様式	農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第181号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部農村振興局農村設計課		
24 国営造成施設管理体制整備促進事業 国営造成施設の操作技術の習熟並びに操作体制の整備及び管理体制の整備に係る地域の取組の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村 土地改良区 土地改良区連合	1 市町村、土地改良区又は土地改良区連合が行う国営土地改良事業の完了に伴い新たに国営造成施設の管理を予定している地区における操作業務に関する技術の習得及び操作体制の整備に要する経費 2 市町村が国営造成施設若しくはこれと一体不可分な道営造成施設を管理する土地改良区又は土地改良区連合を対象として行う次に掲げる事業に要する経費(市町村が(2)の事業を行う土地改良区又は土地改良区連合に対して補助する場合には、当該補助に要する経費) (1)管理体制整備の推進活動に関する事業 (2)管理体制の整備・強化に関する事業	100分の85以内 100分の75以内 (2)のうち土地改良区又は土地改良区連合が予防保全・省エネルギー化対策を実施する場合にあっては、100分の50以内)	1の経費に係る場合 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第101号様式 その1 2の経費に係る場合 農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式	1の経費に係る場合 農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式 農政第112号様式 その2 2の経費に係る場合 農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第112号様式 その2	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	

<p>25 土地改良区総合強化対策事業 土地改良区の統合整備及び土地改良施設に係る維持管理体制の再編整備等を促進することにより、土地改良区の組織運営基盤の強化を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>土地改良区</p>	<p>土地改良区が土地改良区総合強化対策事業を行う場合における統合再編整備事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)統合整備 ア 計画樹立に要する経費 イ 附帯施設整備に要する経費 (2)管理再編整備 ア 計画樹立に要する経費 イ 附帯施設整備に要する経費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第112号様式 その3</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>26 土地改良区体制強化事業 土地改良施設の円滑な管理及び換地事務の適正な推進等を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道土地改良事業団体連合会</p>	<p>北海道土地改良事業団体連合会が土地改良区体制強化事業を行う場合における次の事業に要する経費 (1)施設・財務管理強化対策 (2)受益農地管理強化対策 (3)研修・人材育成（技術実践向上研修を除く）</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部農村振興局農業施設管理課</p>		
<p>27 土地改良施設維持管理適正化事業 土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識の昂揚を図り、土地改良施設の機能保持等に資するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道土地改良事業団体連合会</p>	<p>北海道土地改良事業団体連合会が土地改良施設維持管理適正化事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げる事業に要する全国土地改良事業団体連合会に拠出する拠出金 (1)土地改良施設維持管理適正化 (2)施設改善対策</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部農村振興局農業施設管理課</p>		
<p>28 土地改良負担金償還対策事業 土地改良事業の負担金の円滑な償還を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公募団体（農林水産省農村振興局長が別に選定した団体（事務の一部を他の団体に委託した場合は、その団体。）をいう。以下この項において同じ。）</p>	<p>公募団体が融資機関から土地改良区等に融通された平準化資金につき当該融資機関との契約により利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費</p>	<p>公募団体が交付する当該利子補給につき融資機関ごとの当該利子補給の対象となった融資残高につき別記9に掲げる利子補給率の割合で計算した額の2分の1以上</p>	<p>農政第18号様式 農政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部農村振興局農業施設管理課</p>		
<p>29 担い手育成支援事業 土地改良事業の負担金の軽減を通じ、土地改良事業の円滑な推進や担い手の育成を支援するとともに、土地利用の高度化を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公募団体（農林水産省農村振興局長が別に選定した団体（事務の一部を他の団体に委託した場合は、その団体。）をいう。以下この項において同じ。）</p>	<p>公募団体が担い手育成支援事業を行う場合における当該事業に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部農村振興局農業施設管理課</p>		

<p>30 水利施設等整備事業（地域農業水利施設保全型） 団体営事業等で造成された農業用排水施設等の機能保全対策を推進するため、予算の範囲内で補助する。</p>								
<p>(1) 機能保全計画策定</p>	<p>市町村 土地改良区 土地改良区連合 知事が適当と認める者</p>	<p>団体営事業等で造成された農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定（機能保全計画策定に必要な機能診断を含む。）を行う場合に要する経費</p>	<p>100分の50以内 （別記8に掲げる場合にあつては、100分の55以内）</p>	<p>農政第20号様式 農政第101号様式 その1</p>	<p>農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式から農政第107号様式まで 農政第112号様式 その2</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>(2) 対策工事</p>	<p>市町村 土地改良区 土地改良区連合 知事が適当と認める者</p>	<p>団体営事業等で造成された農業用排水施設等に係る機能保全計画等に基づく対策工事を行う場合に要する経費</p>	<p>100分の64以内 （営農用水を実施するものにあつては、100分の50以内） 別記8に掲げる場合にあつては、100分の69以内 （ただし、営農用水を実施するものにあつては、100分の55以内）</p>	<p>農政第20号様式 農政第101号様式 その1</p>	<p>農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式から農政第107号様式まで 農政第109号様式から農政第111号様式まで 農政第112号様式 その2 農政第113号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>(3) 事後保全対策工事</p>	<p>市町村 土地改良区 土地改良区連合 知事が適当と認める者</p>	<p>団体営事業等で造成された農業用排水施設等において発生した不測の事態に対する緊急工事を行う場合に要する経費</p>	<p>100分の64以内 （営農用水を実施するものにあつては、100分の50以内） 別記8に掲げる場合にあつては、100分の69以内 （ただし、営農用水を実施するものにあつては、100分の55以内）</p>	<p>農政第20号様式 農政第101号様式 その1</p>	<p>農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式から農政第107号様式まで 農政第109号様式から農政第111号様式まで 農政第112号様式 その2 農政第113号様</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>(4) 実施計画策定</p>	<p>市町村 土地改良区 土地改良区連合 知事が適当と認める者</p>	<p>団体営事業等で造成された農業用排水施設等において、機能保全計画等に基づく対策工事のための実施計画を策定する場合に要する経費</p>	<p>100分の50以内</p>	<p>農政第20号様式 農政第101号様式 その1</p>	<p>農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式から農政第107号様式まで 農政第112号様式 その2</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	

<p>31 経営体育促成進換地等調整事業 農業競争力強化農地整備事業の実施予定地区において、事業着手後における換地計画の樹立及び換地処分の円滑な実施を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 土地改良区 農業協同組合</p>	<p>市町村、土地改良区及び農業協同組合が経営体育促成進換地等調整事業を行う場合における当該事業に要する経費</p>	<p>100分の50以内 (別記8に掲げる場合にあっては、100分の55以内)</p>	<p>農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第101号様式 その1</p>	<p>農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式 農政第108号様式 農政第112号様式 その1</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>32 土地改良施設突発事故復旧事業 土地改良事業等によって造成された施設について、突発事故により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 土地改良区 土地改良区連合</p>	<p>市町村、土地改良区又は土地改良区連合が管理する次の土地改良施設において突発事故被害により機能が低下又は喪失した場合における安全確保又は暫定的な機能確保の措置、従前の効用回復のための措置及び緊急応急工事を行う場合に要する経費 (1)パイプライン、揚水機場、排水機場、開水路、水路トンネル・暗きよ、水門、水管施設(中央管理所)、貯水池(ダム)、貯水池(ため池その他)、頭首工 (2)地下水利用施設、農道、その他の工種</p>	<p>(1)にあっては、100分の71以内 (ただし、特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域を除き別記8に掲げる場合にあっては、100分の76以内) (2)にあっては、100分の51以内 (ただし、特別豪雪地帯、急傾斜畑地帯及び指定棚田地域を除き別記8に掲げる場合にあっては、100分の56以内)</p>	<p>農政第20号様式 農政第101号様式 その1</p>	<p>農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様式から農政第107号様式 農政第109号様式から農政第111号様式まで 農政第112号様式 その1 農政第113号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	

<p>33 農業基盤整備促進事業 農地集積の加速化や農業の付加価値化の推進等により、競争力のある「攻めの農業」を実現するため、農地・農業水利施設等の整備に係る地域の取組に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 土地改良区 農業協同組合 農業協同組合連合会 土地改良区連合 農地中間管理機構 土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織</p>	<p>市町村、土地改良区、農業協同組合等が、農業基盤整備促進事業を行う場合における、次の施設等の整備に要する経費、又は合わせ行う調査・調整活動に要する経費 （1）定率助成 ア 農業用排水施設 イ 暗渠排水 ウ 土層改良 エ 区画整理 オ 農作業道 カ 農用地の保全 キ 調査・調整 ク 指導 （2）定額助成 ア 田の区画拡大 イ 畑の区画拡大 ウ 暗渠排水 エ 湧水処理 オ 末端畑地かんがい施設 カ 客土 キ 除礫</p>	<p>100分の50以内。 ただし、営農用水を除き(1)アを実施するものにあつては、100分の64以内 （別記8に掲げる場合にあつては、100分の55以内、ただし、営農用水を除き(1)アを実施するものにあつては、100分の69以内） 別記10のとおり</p>	<p>農政第20号様式 農政第32号様式（申請者が市町村である場合を除く。） 農政第101号様式その3</p>	<p>農政第31号様式 農政第101号様式その3 農政第105号様式から農政第107号様式まで 農政第109号様式から農政第112号様式その1まで 農政第113号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>
--	---	---	--	---	---	--	--------------------------

<p>34 農地耕作条件改善事業 農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備等の取組に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村 土地改良区 農業協同組合 農業協同組合連合会 土地改良区連合 農地中間管理機構 土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織 農業法人等</p>	<p>市町村、土地改良区、農業協同組合等が、農地耕作条件改善事業を行う場合における、次の施設等の整備に要する経費、又は合わせ行う活動に要する経費 1 地域内農地集積型 （1）定額助成 ア 田の区画拡大 イ 畑の区画拡大 ウ 暗渠排水 エ 湧水処理 オ 末端畑地かんがい施設 カ 客土 キ 除礫 ク 更新整備 ケ 条件改善推進費 （2）定率助成 ア 農業用排水施設 イ 暗渠排水 ウ 土層改良 エ 区画整理 オ 農作業道等 カ 農地造成 キ 農用地の保全 ク 営農環境整備支援 ケ 管理省力化支援 コ 品質向上支援 サ 条件改善促進支援 シ 指導 ※（1）のケ、（2）のケ～シを実施する場合、（1）のア～クもしくは（2）のア～クのいずれかを実施しなければならない。 2 高収益作物転換型 1に掲げるもの及び （1）定額助成 高収益作物転換推進費 （2）定率助成 高収益作物導入支援 ※（1）及び（2）を実施する場合、1の（1）のア～クもしくは1の（2）のア～クのいずれかを実施しなければならない。 3 スマート農業導入推進型 1に掲げるもの及び （1）定率助成 スマート農業導入支援</p>	<p>別記11のとおり 100分の50以内、ただし、営農用水を除き（2）アを実施するものにあつては、100分の64以内（別記8に掲げる場合にあつては、100分の55以内、ただし、営農用水を除き（2）アを実施するものにあつては、100分の69以内） 別記11のとおり 100分の50以内（別記8に掲げる場合にあつては、100分の55以内） 100分の50以内（別記8に掲げる場合にあつては、100分の55以内）</p>	<p>農政第20号様式 農政第32号様式（申請者が市町村である場合を除く。） 農政第185号様式</p>	<p>農政第31号様式 農政第105号様式から農政第107号様式 農政第109号様式から農政第112号様式その1まで 農政第113号様式 農政第185号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
--	---	--	--	--	--	--	--------------------------	--

35 農地整備事業（農業経営高度化支援事業） 農業生産基盤整備事業等の実施に伴い、担い手及び中心経営体への農地集積に係る支援等を一体的に実施するため、予算の範囲内で補助する。				農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第51号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第51号様式 農政第105号様式 農政第108号様式 農政第112号様式 その1	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
(1) 経営体育成型								
ア 高度土地利用調整事業 （調査・調整事業）	市町村 土地改良区 農業協同組合 農地所有適格法人 特定農業法人	市町村、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人又は特定農業法人が高度土地利用調整事業のうち、調査・調整事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の50以内 （別記8に掲げる場合にあつては、100分の55以内） （別記12に掲げる額を限度とする。）					
イ 農業経営高度化促進事業 （中心経営体農地集積促進事業）	市町村 土地改良区	市町村又は土地改良区が農業経営高度化促進事業のうち、中心経営体農地集積促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の50以内 （別記8に掲げる場合にあつては、100分の55以内） （別記13に掲げる額を限度とする。）					
ウ 耕地利用高度化推進事業	市町村	市町村が耕地利用高度化推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の50以内 （別記8に掲げる場合にあつては、100分の55以内） （別記14に掲げる額を限度とする。）					
(2) 中山間地域型								
ア 高度土地利用調整事業 （調査・調整事業）	市町村 土地改良区 農業協同組合 農地所有適格法人 特定農業法人	市町村、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人又は特定農業法人が高度土地利用調整事業のうち、調査・調整事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の55以内 （別記12に掲げる額を限度とする。）					
イ 農業経営高度化促進事業 （中心経営体農地集積促進事業）	市町村 土地改良区	市町村又は土地改良区が農業経営高度化促進事業のうち、中心経営体農地集積促進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の55以内 （別記13に掲げる額を限度とする。）					
ウ 耕地利用高度化推進事業	市町村	市町村が耕地利用高度化推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	100分の55以内 （別記14に掲げる額を限度とする。）					

(3) 国営事業促進型 農業経営高度化促進事業 (中心経営体農地集積促進 事業)	市町村 土地改良区	市町村又は土地改良区が農業経営高度化 促進事業のうち、中心経営体農地集積促進 事業を行う場合における当該事業に要する 経費	100分の50以内 (別記8に掲げる 場合にあつては、 100分の55以内) (別記15に掲げる 額を限度とす る。)					
36 畜産担い手育成総合整備事 業 飼料生産基盤の整備を行う ことにより、担い手を主体と した畜産主産地の形成又は再 編整備等を図るため、予算の 範囲内で補助する。	公益財団法人北海 道農業公社	公益財団法人北海道農業公社が畜産担い 手育成総合整備事業を行う場合における当 該事業に要する経費のうち、次に掲げるも の 1 畜産担い手総合整備型再編整備事業 (1)草地整備改良に要する経費 (2)関連草地造成改良に要する経費 (3)草地等の基盤整備改良に要する経費 (4)農業用施設整備に要する経費 (5)農機具等導入に要する経費 2 草地整備利用促進事業 (1)定率補助 ア 草地整備改良に要する経費 イ 用排水施設整備に要する経費 ウ 雑用水施設整備に要する経費 (2)定額助成 ア 区画拡大に要する経費 イ 暗渠排水に要する経費 ウ 湧水処理に要する経費 エ 客土に要する経費 オ 除藻に要する経費 カ 隔障物整備に要する経費	100分の50以内 ただし、草地整備 改良、関連草地造 成改良の工種に係 る経費については 100分の64以内 100分の50以内 別記16のとおり	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第132号様式 別に指示する様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第132号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指 示する 日 提出先 総合振 興局又 は振興 局	総合振興局長 又は振興局長	
37 農業集落排水事業 農業用排水の水質保全、 農業用排水施設の機能維持 及び農村生活環境の改善を 図るため、農業集落におけ る汚水等を処理する施設の 整備又は改築、整備又は改 築に必要な調査及び計画の 策定、施設の劣化状況等を 調べる機能診断調査及び その結果に基づき施設機能 の保全に必要な対策方法 等を定めた最適整備構想 の策定について、予算の 範囲内で補助する。	市町村 一部事務組合 土地改良区 農業協同組合 農業者等が組織する 団体であつて知事 が適当と認める 者	市町村、一部事務組合、土地改良区、農 業協同組合等が農業集落排水事業を行う場 合における当該事業に要する経費のうち、 次に掲げるもの (1)汚水若しくは雨水を処理する施設又は 汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用 を目的とした施設及びこれらに附帯す る施設(以下「農業集落排水施設等」 という。)の整備又は改築に要する経 費 (2)(1)の事業の施行に必要な調査及び計 画の策定に要する経費 (3)農業集落排水施設等の劣化状況等を調 べる機能診断調査及びその結果に基づ き施設機能を保全するために必要な対 策方法を定めた構想計画の策定に要 する経費	100分の50 100分の50 定額	農政第20号様式 農政第101号様式 その1	農政第31号様式 農政第101号様式 その1 農政第105号様 式から農政第 111号様式まで 農政第112号様式 その1 農政第113号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指 示する 日 提出先 総合振 興局又 は振興 局	総合振興局長 又は振興局長	

38 北海道軽種馬振興対策事業 軽種馬の振興と北海道が行 う地方競馬の円滑な運営を図 るため、予算の範囲内で補助 する。	一般社団法人北海 道軽種馬振興公社	一般社団法人北海道軽種馬振興公社が北 海道軽種馬振興対策事業を行う場合におけ る当該事業の要する経費のうち、公租公課 の支払に要する経費	10分の10以内	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指 示する 日 提出先 農政部 競馬事 業室		
39 北海道地方競馬協力団体事 業 北海道が行う地方競馬の円 滑な運営を図るため、予算の 範囲内で補助する。				農政第2号様式 農政第15号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第66号様式	農政第2号様式 農政第30号様式 農政第31号様式 農政第66号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指 示する 日 提出先 農政部 競馬事 業室		
(1) 公社補助金	一般社団法人北海 道軽種馬振興公社	一般社団法人北海道軽種馬振興公社が北 海道地方競馬協力団体事業を行う場合にお ける当該事業に要する経費のうち、次に掲 げるもの (1) 職員人件費 (2) 事業推進事務費 (3) 施設等整備費	10分の10以内					
(2) 馬主会補助金	一般社団法人北海 道馬主会	一般社団法人北海道馬主会が北海道地方 競馬協力団体事業を行う場合における当該 事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 競馬協力事業費 (2) 調査研修事業費 (3) 競馬公正対策事業費 (4) 事業推進事務費	10分の10以内 2分の1以内 10分の10以内 2分の1以内					
(3) 調騎会補助金	北海道調騎会 (北海道地方競馬 関係者で構成され る団体で知事が適 当と認める団体)	北海道調騎会が北海道地方競馬協力団体 事業を行う場合における当該事業に要する 経費のうち、次に掲げるもの (1) 競馬協力事業費 (2) 事故共済事業費 (3) 調査研修事業費 (4) 競馬公正対策事業費	10分の10以内 2分の1以内 2分の1以内 10分の10以内					
(4) 厩務員会補助金	北海道厩務員会 (北海道地方競馬 関係者で構成され る団体で知事が適 当と認める団体)	北海道厩務員会が北海道地方競馬協力団 体事業を行う場合における当該事業に要す る経費のうち、次に掲げるもの (1) 競馬協力事業費 (2) 調査研修事業費 (3) 競馬公正対策事業費	10分の10以内					